

旧	新
<p style="text-align: center;"><b>貿易一般保険包括保険（自動車）特約書</b></p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00013            沿革 平成14年3月11日 一部改正            平成15年3月12日 一部改正            平成16年7月 9日 一部改正            平成17年3月29日 一部改正</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（てん補範囲等）            第3条            1項～2項（略）</p> <p>3 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、輸出契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 輸出契約の相手方が、保険契約の締結日において名簿上<u>与信管理区分P</u>又は事故管理区分<u>R</u>に格付けされている場合</p> <p>二 輸出契約の相手方が、保険契約の締結日において名簿上<u>与信管理区分G</u>以外の<u>管理区分</u>に格付けされている場合（約款第4条第12号又は第13号のいずれかに該当する事由により生じた損失を除く。）</p> <p>4 日本貿易保険は、第2項に掲げる場合のほか、輸出契約の相手方（輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合には、当該支払人）が保険契約の締結日において名簿上EM、EF若しくはECに格付けされている場合又は<u>与信管理区分P</u>若しくは事故管理区分<u>R</u>に格付けされている場合には、約款第3条第2号のてん補危険について約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>5 第3項第1号及び前項の規定にかかわらず、取消不能信用状（以下「ILC」という。）により代金が決済される場合（ILCの発行銀行が保険契約の締結日において名簿上SC又は事故管理区分に格付けされている場合を除く。）には、当該ILC取得後、日本貿易保険は、約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>貿易一般保険包括保険（自動車）特約書</b></p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00013            沿革 平成14年3月11日 一部改正            平成15年3月12日 一部改正            平成16年7月 9日 一部改正            平成17年3月29日 一部改正  <u>平成18年3月 日 一部改正</u></p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（てん補範囲等）            第3条            1項～2項（略）</p> <p>3 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、輸出契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 輸出契約の相手方が、保険契約の締結日において名簿上<u>名簿区分P</u>又は事故管理区分<u>R</u>の場合</p> <p>二 輸出契約の相手方が、保険契約の締結日において名簿上<u>GS格、GA格又はGE格</u>以外に格付けされている場合（約款第4条第12号又は第13号のいずれかに該当する事由により生じた損失を除く。）</p> <p>4 日本貿易保険は、第2項に掲げる場合のほか、輸出契約の相手方（輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合には、当該支払人）が保険契約の締結日において名簿上EM格、EF格若しくはEC格に格付けされている場合又は<u>名簿区分P</u>若しくは事故管理区分<u>R</u>の場合には、約款第3条第2号のてん補危険について約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>5 第3項第1号及び前項の規定にかかわらず、取消不能信用状（以下「ILC」という。）により代金が決済される場合（ILCの発行銀行が保険契約の締結日において名簿上SC格又は事故管理区分の場合を除く。）には、当該ILC取得後、日本貿易保険は、約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じる。</p>

以下（略）

以下（略）

附 則

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。